資料５

使用料・手数料の見直しについて

本市の施設の利用や役務の提供等により受益を受けた場合、受益者負担の原則により、施設の維持管理、役務の提供等にかかる経費の一部を使用料・手数料等として、市民の皆様に負担していただいています。

一方で、本市の使用料・手数料等は、長年にわたり一部を除いて大きな見直しが行われてこなかったことから、現在の社会経済情勢や物価水準、行政サービスの提供による実費との間に乖離が生じており、受益者負担の適正化が確保されていない状況となっています。

このため「行財政改革推進プラン２０２５」の取組項目の１つである「受益者負担の適正化」について、行政サービスに対する「公平性・公正性」を確保するため、平成２９年３月に策定した「受益者負担の適正化に関する指針」を改正し、統一的な基準のもと、使用料・手数料の見直しを実施し、受益者負担の公平化・適正化を図ることとします。

１　受益者負担の基本的な考え方

使用料・手数料等の徴収にあたっては、「特に利益を受ける者から、その受益の限度において負担を求める」こととなるため、その受益に見合った適正な価格を設定する必要があります。そのため、受益者負担の算定にあたっては、次の３つを基本的な考え方とします。

⑴ 負担の公平性の確保

特定の者が利益を受ける行政サービスについては、それに要した費用を受益者に負担していただく。

⑵ 算定基準の明確化

受益者に応分の負担を求めるには、使用料・手数料等の算定にかかる積算根拠を明らかにし、受益者及び住民に対する説明責任を果たす。

⑶ 徹底したコストの削減

サービスの提供者である行政は、経費の縮減の徹底、利用率の向上など、可能な限りの努力を行い、受益者負担を設定する。

２　算定方法

⑴　使用料の算定

使用料の算定にあたっては、施設の維持管理のために必要となる「原価（コスト）」と「性質別負担割合」に基づく算定を基本とする。

⑵　手数料の算定

手数料の算定にあたっては、原則としてサービスの提供にかかる「原価（コスト）」の 100％を受益者負担とする。

３　今後のスケジュール

令和７年８月中旬	行財政改革推進市民会議の開催（受益者負担の適正化に関する指針について）
８月下旬	行財政改革推進本部会議の開催（　〃　）
１２月議会	使用料・手数料の条例改正
令和８年４月以降	新たな使用料・手数料を設定